

横浜市学校給食費の管理に関する要綱

制定 平成24年4月1日（教育長決裁）

最近改正 平成30年9月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市学校給食費の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は条例及び規則の例による。

（学校給食費の通知）

第3条 市長は、学校給食費を徴収するときは、保護者等に対して、横浜市学校給食費徴収額決定通知書（第1号様式）により徴収額を通知するものとする。

2 徴収額に変更がある場合は、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式）により徴収額を通知するものとする。

（学校給食費の計算）

第4条 幼児等が年度を通じて在校しない場合、転出月及び転入月については月額給食費を上限として、学校給食費の額を当該年度の基準献立実施回数で除した額に、当該月の学校給食を受けた回数に乗じた額を徴収するものとする。

2 前項の計算により1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（学校給食費の減額）

第5条 条例第6条に規定する「市長は、特別の理由があると認めるとき」については、次の各号とする。

- (1) 幼児等が食物アレルギー等のため学校給食の飲用の牛乳を受けることができないとき、または飲料以外の学校給食を受けられないとき
- (2) 特別支援学校の幼稚部の幼児で限られた回数のみ学校給食を受けるとき
- (3) 特別支援学校においてミキサー食等により特別な学校給食を受けるとき
- (4) 給食実施校において給食室の改修工事等により学校給食を受けることができないとき
- (5) 災害等により、連続する4日以上給食実施日において学校給食を受けることができないとき
- (6) 幼児等又はその保護者等が、病気や事故その他の理由により、連続する14日以上欠席等し、かつ学校給食費減額連絡票により、学校給食を受けない旨を当該期

間の初日の前日または当該期間中に申し出たとき

(7) その他教育長が学校給食費の減額が特に必要であると認めるとき

- 2 市長は前項により減額する場合、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項(1)において、代替食を提供する場合、減額をしないことができるものとする。
- 4 第1項の各号において減額した場合の学校給食費及び減額の計算は別表のとおりとする。
- 5 前項の計算により1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(学校給食費の充当)

第6条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納額を当該徴収対象者の未納の学校給食費に充当するものとする。

- 2 市長は、前項により充当する場合は、横浜市学校給食費充当通知書（第3号様式）により保護者等に通知するものとする。

(学校給食費の還付)

第7条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときで、前条に規定する充当すべき学校給食費がない場合は、学校給食費を還付する。

- 2 市長は、前項の事由が生じた場合は、横浜市学校給食費還付通知書（第4号様式）により保護者等に通知するものとする。
- 3 災害、感染症や感染症対策及び事故等による学校給食の全部中止（変更）又は一部中止（変更）の場合、給食費を還付しないものとする。

(学校給食費の徴収方法等)

第8条 学校給食費を口座振替により徴収する場合は、保護者等は、横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動振込利用申込書（第5号様式）を取扱金融機関等に提出し、当該金融機関を通じて横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動振込受付通知書（第6号様式）を市長に提出する。

- 2 前項の規定により、口座振替をする場合は、4月を除く毎月29日に振替を行うこととする。ただし、29日が休日又は休業日のときは金融機関等の翌営業日とする。
- 3 第1項の規定によらず学校給食費を徴収する場合、横浜市学校給食費納入通知書（第7号様式）により保護者等に通知するものとする。

(学校給食費の督促)

第9条 市長は、規則第5条に定める納付期限までに納付がなかった場合、保護者等に対して横浜市学校給食費督促状（第8号様式）により督促を行うものとする。

- 2 前項の規定によっても保護者等が学校給食費を納付しない場合、保護者等に対し

て横浜市学校給食費催告書（第9号様式）により催告を行うものとする。

（学校給食費の遅延損害金）

第10条 市長は、保護者等が納付期限までに学校給食費を納付しない場合においては、民法第404条及び第419条第1項により、その学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の額の算定においては、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年6月横浜市条例第14号）第4条ただし書の規定を準用する。この場合において、同条例第4条ただし書中「延滞金」とあるのは、「遅延損害金」と読み替えるものとする。

（学校給食費の納付期限等）

第11条 規則第5条第3項に規定する納付期限により難いと認めるときとは、学校給食を受ける幼児等の保護者等が横浜市学齢児童生徒就学奨励条例第3条第1項に規定する就学奨励金交付申請（以下「交付申請」という。）をしたときとする。

2 前項に規定する保護者等は、当該交付申請の前年度において交付申請が認められた保護者等に限るものとする。

3 第1項の規定において、市長は、交付申請をしたときから審査結果を通知する翌月の末日までの間に限り、納付期限を延長することができる。

4 前項の納付期限を延長した場合において、交付申請が認められない又は交付申請に係る審査結果が明らかでない場合は、市長は、当該保護者等に対し、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年9月1日から施行する。

別表（第5条）

減額する事由	減額後の学校給食費（年額）	減額の計算
幼児が牛乳を飲まない場合	<u>37,950円</u>	
児童等が牛乳を飲まない場合	<u>41,800円</u>	
生徒が牛乳を飲まない場合	<u>53,900円</u>	
飲料以外の学校給食が受けられないとき	<u>9,790円</u>	
幼児が週4日学校給食を受ける場合	<u>37,400円</u>	
幼児が週3日学校給食を受ける場合	<u>28,050円</u>	
幼児が週2日学校給食を受ける場合	<u>18,700円</u>	
幼児が週1日学校給食を受ける場合	<u>9,350円</u>	
ミキサー食を1/2受ける場合	<u>25,300円</u>	
ミキサー食を1/3受ける場合	<u>17,600円</u>	
経管スープ食を受ける場合	<u>7,700円</u>	
給食実施校において給食室の改修工事等により学校給食を受けられない場合	学校給食費の額から減額の計算により算出した額を減じた額	学校給食費の額を当該年度の基準献立実施回数で除した額に、学校給食を受けることができない期間の基準献立実施回数に乗じた額を減額するものとする
災害等により、連続する4日以上給食実施日について学校給食を受けられない場合	同上	学校給食実施日の4日目以降の学校給食費について減額をするものとする
病気や事故その他の理由により、連続する14日以上欠席等し、学校給食を受けられない場合	同上	学校給食費の額を当該年度の基準献立実施回数で除した額に、当該期間でかつ連絡があった翌日以降の基準献立実施回数に乗じた額を減額するものとする